

【A】令和8年度「ジュニアアスリート海外遠征等支援事業」実施要項

1 目的

国民スポーツ大会及び九州ブロック大会での活躍をはじめ、将来オリンピック等世界での活躍が期待されるジュニアアスリートに対し、海外遠征等の積極的な強化活動を支援し、本県競技力の向上に資する。

2 補助対象者

本協会加盟の40競技団体から推薦された県内で活動している中学生及び高校生年代の選手
(ジュニアのないクレ射撃は除く)

※原則、2008年(平成20年)4月2日～2014年(平成26年)4月1日生まれの者対象

- | |
|---|
| ①水泳 ②ローイング ③セーリング ④カヌー ⑤陸上 ⑥サッカー ⑦テニス ⑧ホッケー
⑨ボクシング ⑩バレーボール ⑪体操 ⑫バスケットボール ⑬レスリング ⑭ウエイトリフティング
⑮ハンドボール ⑯自転車 ⑰ソフトテニス ⑱卓球 ⑲軟式野球 ⑳相撲 ㉑馬術 ㉒フェンシング
㉓柔道 ㉔ソフトボール ㉕バドミントン ㉖弓道 ㉗ライフル ㉘剣道 ㉙ラグビー ㉚山岳・SC
㉛アーチェリー ㉜空手道 ㉝銃剣道 ㉞なぎなた ㉟ボウリング ㊱ゴルフ ㊲トライアスロン
㊳スケート ㊴アイスホッケー ㊵スキー |
|---|

3 推薦基準

世界大会等に出場する可能性が高く、県内で活動している中学生及び高校生年代の選手。

※基準となる競技成績等：日本代表、NF指定の年代別日本代表、全国大会3位以内入賞者

原則、令和8年度の国スポまたは九州ブロック大会への参加が必須。

国スポ参加競技に該当しない場合を除く。(競技・種別・種目で実施がない、選考にもれる等)

4 補助対象事業

補助対象者が競技力向上を図るために行う強化活動及び海外遠征等。

※指導者やトレーナー等の帯同者の旅費については、原則1名分まで補助の対象とする。

但し、当補助事業は、原則、対象者個人に対する強化活動の補助であり、所属チームの活動として帯同する指導者、トレーナーに係る旅費等については、補助対象外とする。

5 指定期間

推薦選手決定から令和9年3月末まで

6 推薦調査期間

令和8年3月6日(金)から令和8年3月27日(金)

※推薦後、事務局で精査、決定し、結果を該当競技団体へ通知する。

7 補助額

事務局で精査のうえ、予算の範囲内で一定額を補助する。

8 補助対象経費

謝金、旅費(交通費・宿泊費)、需用費、役員費、使用料及び賃借料

9 各競技団体への補助金の交付決定及び通知について

公益財団法人福岡県スポーツ協会補助金交付要綱による。

10 留意事項

- (1) 各競技団体が競技者を選考し、推薦書 様式A-1を提出すること。競技実績の対象期間は、令和7年4月から令和8年3月までとする。推薦人数の制限はしないが推薦順位を必ず付けること。
- (2) 本補助金の交付・使途について、選手本人及び保護者に説明・確認を必ず行うこと。
※決定通知後、広報承諾と本人、保護者の確認書類(決定通知に添付)を提出すること。
- (3) 申請書等は事業実施1か月前までに提出すること。 様式A-2及びA-2-①、②
- (4) 海外遠征を実施する場合は、事業実施2か月前までに申請書等を提出すること。
様式A-2及びA-2-①～④
- (5) 事業前に必ずスポーツ傷害保険に加入すること。また、海外遠征の場合は、海外の活動に対応したスポーツ傷害保険に加入すること
- (6) 実績報告書等については、事業完了後1ヶ月以内または、令和9年4月5日のいずれかの早い時期までに提出すること。 様式A-3及びA-3-①～⑤
- (7) 領収書の原本並びにスポーツ傷害保険証書(証書写しでも可)を提出すること。
- (8) 押印の取扱いについて
様式A-2「補助金交付申請書」は、署名又は記名公印
様式A-2-③「謝金領収書」は、署名又は押印
様式A-1「推薦書」様式A-3「補助金実績報告書」は、公印不要で事務処理すること。